

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：総務局】

機関名称	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条
設置年月日	平成30年12月21日
機関の目的・所掌内容	条例第13条、第14条第2項及び第16条の規定により、その所掌とされる事項について、調査審議等を行う。
委員数	5人 (うち、女性委員数 1人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	所掌する案件中に個人のプライバシー及び団体等の秘密や名誉に関する事項等が含まれるため(審査会としてこれらの事項等が含まれない場合には公開とする)。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	自由な意見交換が損なわれる恐れがあるため、議事録の公開を要旨とする場合がある。
備考	
HPのURL	https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/shinsakai.html
問い合わせ先	総務局人権部企画課 電話番号：03-5388-2585 FAX番号：03-5388-1266